

資料3-2

道におけるギャンブル等依存症対策の取組について（保健福祉部）

	目標	施策	取組
発生予防（一次）	ギャンブル等依存症についての関心と正しい理解を深めるための普及啓発を徹底し、ギャンブル等依存症の発生を予防	① ギャンブル等依存症に係る普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所職員、市町村職員向けの依存症研修を開催（精神保健福祉センター） ○ ホームページにて、ギャンブル等依存症の知識や自己診断チェックリストを掲載（精神保健福祉センター、保健所）
進行予防（二次）	ギャンブル等依存症に関する相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備	② 医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル等依存症の治療拠点機関及び専門医療機関を指定（障がい者保健福祉課）（平成31年2月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・治療拠点機関～旭山病院 ・専門医療機関～旭山病院、石橋病院、太田病院 ○ 医療機能調査を実施し、ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関を公表（障がい者保健福祉課） <ul style="list-style-type: none"> ・39医療機関 ○ 治療拠点機関に委託し、依存症の専門医及び医療従事者を養成するための依存症支援者研修を開催（障がい者保健福祉課）
再発予防（三次）		③ 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ギャンブル等依存症の問題に悩む当事者や家族からの来所、電話、メールなどによる相談に対して、保健師等専門職により対応（精神保健福祉センター、保健所） ○ 相談事案に応じて、医療機関受診や自助グループ活用の勧奨、家庭訪問や電話等による継続支援を実施（精神保健福祉センター、保健所）
		④ 社会復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会復帰へ向けた当事者支援として、当事者によるミーティング活動（通称「ギャンブル研究会」）を実施（精神保健福祉センター） ○ 家族会（カトレア会）の例会に職員が出席し、助言等支援（精神保健福祉センター）
		⑤ 民間団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関わる団体が合同で開催するフォーラムに対する支援（障がい者保健福祉課）